

○ 顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十八号）

改正案	現行
<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）<u>第四百四十一条第一項第五号及び第八号口並びに第四百四十二条の五</u>第一項第五号及び第八号口の規定に基づき、顧客分別金信託について信託することができる有価証券及びその評価額の上限を算出するため時価に乗ずる率を次に指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p> <p>（略）</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十一条第一項第五号及び第八号口の規定に基づき、顧客分別金信託について信託することができる有価証券及びその評価額の上限を算出するため時価に乗ずる率を次に指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p> <p>（略）</p>